一　別表一第一号から第三号まで、第五号から第十号まで及び第十三号に掲げる装置
二　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）
イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関
ロ　A重油専用発電機関
ハ　ターボ・ジェネレーター
三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）
イ　推進効率改良型舵（サイドスラスター、整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）
ロ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン、バトックフロー船型、エラ船型、空気潤滑システム、船尾バルブ又はバルバスバウキャップに限る。）
ハ　燃料改質器
ニ　船首方位制御装置
四　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）
五　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
六　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

別表三　環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶

番号	船舶
1	電気推進船（別表二に掲げる船舶のうち、電気推進装置、推進効率改良型プロペラ（二重反転プロペラ、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）及び推進効率改良型船型（バトックフロー船型、エラ船型、空気潤滑システム又は船尾バルブに限る。）を有しているもの）
2	電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶（別表二に掲げる船舶のうち、熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）、別表二1の項第三号イに掲げる装置、同号ロに掲げる装置（船尾装着フィンを除く。）及び同項第四号に掲げる装置（ハイスキュー・プロペラ及びプロペラ前部放射状型取付翼を除く。）を有しているもの）

○国土交通省告示第六百九十五号

租税特別措置法第三十七条第一項の表第十八号及び第六十五条の七第一項の表第十九号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十一年国土交通省告示第三百七十七号）は、廃止する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

○国土交通省告示第六百九十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の三に規定する国土交通大臣が定めたものは、次に掲げる不動産とする。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項第一号に規定する岸壁
二　前号の岸壁に近接する岸壁であって自動車の積込み及び取卸し並びに旅客の乗船及び下船のために自動車航送船（主として輸出入に係る貨物の輸送に供されるものに限る。以下この号から第四号までにおいて同じ。）を係留するためのもの
三　前二号の岸壁に係留される輸出入に係る貨物の荷さばきを行うため又は前号の岸壁に係留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車を待機させ若しくは整理するための固定的な施設
四　第二号の岸壁に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設
五　前各号の施設の機能を確保するための護岸及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第四号に掲げる臨港交通施設
六　前各号の施設の敷地の用に供する不動産

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十七号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

「第十九条の十一の二第四項」を「第十九条の十一の二第一項」に、「が耐震改修を行った家屋が同項の計画の区域内にあること、当該家屋において同項の耐震改修が行われた」を「の居住の用に供する家屋が同項に規定する住宅耐震改修をした家屋である」に、「計画を作成した地方公共団体の長」に、「別表第1の書式により、」を「家屋の所在地の地方公共団体の長」に、「別表2」を「別表」に改める。

別表を次のように改める。

別表

住宅耐震改修証明申請書

申請者　住所
　　電話
　　氏名　　印

家屋の所在地
上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日　平成　年　月　日

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること		
(2)	(イ)　当該住宅耐震改修に要した費用の額		円
	(ロ)　補助金等の交付の有無		有　無
	「有」の場合	補助金等の額	円
	(ハ)　(イ)から(ロ)を差し引いた金額		円
	(ニ)　当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額		円
	(ホ)　(ハ)又は(ニ)の金額のうちいずれか少ない金額		円